

一般社団法人秋田県病院薬剤師会 選挙規程

(目的)

第1条 本規程は本会に関わる選挙を公正に管理し、円滑に運営するために定める。

第2条 本会に関わる選挙事項は、本会定款に定めるものとする。

(選挙管理委員会)

第3条 選挙の運営は、選挙管理委員会（以下、委員会という）が司る。

2 委員会は理事会の決定により正会員より5名を選出して構成する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、残任期間に限り委員の交代を認める。

(委員長、副委員長)

第4条 委員長、副委員長は委員の互選により各1名選出する。

2 委員長は委員会を代表し主宰する。

3 副委員長は委員長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。

4 委員長、副委員長の任期は、委員と同一とする。ただし、いずれか欠員となった場合は改めて委員の互選により委員長、副委員長を選出する。この場合の任期は前任者の残任期間とする。

(選挙権及び被選挙権)

第5条 選挙権及び被選挙権は、前年度の会費を納入した日本病院薬剤師会（以下、日病薬という）及び本会正会員である者とする。

2 選挙管理委員が候補者となることはできない。

3 選挙管理委員が候補者になるときは、候補者届の提出前または選挙日の30日前までに、選挙管理委員を辞任しなければならない。

(理事、監事の選任)

第6条 社員総会で理事および監事の選任において候補者が定数を超えた場合、選挙を行う。

2 委員会は、前項の選挙となった場合に、その選挙を管理する。

(会長、副会長および常任理事の選任)

第7条 理事会で会長、副会長および常任理事の選任において候補者が定数を超えた場合、選挙を行う。

2 委員会は、前項の選挙となった場合に、その選挙を管理する。

(日病薬代議員の選任)

第8条 委員会は、日病薬代議員（以下、代議員という）、日病薬補欠の代議員（以下、補欠の代議員という）の選挙に関する必要事項を選挙の行われる30日前までに公示しなければならない。

2 前項の公示は、一般社団法人秋田県病院薬剤師会ホームページ上に掲載する。

3 委員会は、立候補の届出を締め切った後、速やかに候補者の資格および届出書類を審査し、その結果を選挙人に公示する。

- 4 社員総会において投票により選挙を行い、代議員、補欠の代議員を選出し、得票数が同数のとき、同数得票者への再投票で当選者を定める。候補者が定数に満たない、または同数の場合は投票を行わずに社員総会において正会員の決議により決定する。その他、投票に関する問題が生じた場合、委員会が協議する。

(当選者の決定)

第9条 委員会は選挙を管理し、当選者を確認し決定するものとする。

(選挙結果の公示)

第10条 委員会は、選挙による当選者ならびに次点者を会員に公示する。

- 2 前項の公示は、一般社団法人秋田県病院薬剤師会ホームページ及び会誌上に掲載する。

(補則)

第11条 定款及び本規程に定めのない選挙に関する事項は、選挙管理委員会がこれを決定する。

第12条 本規程の変更は理事会において決定し、社員総会において承認を諮るものとする。

附則 本規程は令和3年6月1日から施行する。

一部改正 令和4年5月29日